

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月28日

水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄

1 随意契約をする内容

- (1) 業務名 内原浄化センター内除草作業業務委託
- (2) 業務内容 内原浄化センター内の草刈り作業及び草取り作業
- (3) 委託期間 令和8年5月22日から令和9年3月31日まで
- (4) 発注課 下水道施設管理事務所

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条に規定するシルバー人材センター

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年5月19日
- (2) 見積書提出先 下水道施設管理事務所